

質問回答

NO.	質問	回答
1	仕様書等の項番対応について 仕様書「3. 作業の実施内容に関する事項」における3.2～3.4について、「提案書作成・審査要領（別添3）」における「1.1.提案書の構成及び作成方法」、「提案書の別添様式」、及び「提案書の評価基準表（別添5）」それぞれに記載されている2.1～2.5の項番の対応に差異があるように見受けられます。 「1.1.提案書の構成及び作成方法」における項番を正とすると、「提案書の別添様式」、「提案書の評価基準表（別添5）」の各項番の対応関係は、共通して以下の【修正後】の記載の通りで相違ありませんでしょうか。 ・2.1 仕様書 3.2.の業務内容（差異なし） ・2.2 仕様書 3.3.の業務内容（差異なし） ・2.3 【現記載】 仕様書 3.3.の業務内容（提案書の別添様式、評価基準表） 仕様書 3.4.(1)の業務内容（評価基準表） 【修正後】 仕様書 3.3.の業務内容 ・2.4 【現記載】 仕様書 3.4.(1)の業務内容（提案書の別添様式） 仕様書 3.4.(2)の業務内容（提案書の別添様式、評価基準表） 【修正後】 仕様書 3.4.(1)の業務内容 ・2.5 【現記載】 記載なし（提案書の別添様式、評価基準表） 【修正後】 仕様書 3.4.(2)の業務内容 ●提案書様式「4. 1 執行体制、役割分担等」について （別添4）の提案書様式のうち、「4. 1 執行体制、役割分担等」にて、「公的な資格や認証等（仕様書6.1.1(1)で求めるもの）」と記載されておりますが、公的な資格や認証等については、「仕様書 6.1(1)」で求めるものと読み直して差し支えありませんでしょうか。	ご認識のとおりとなります。